

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 5 年（2023 年）1 月 19 日

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会
会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和 4 年度 ATWS 北海道 AT ロゴマーク制作事業

(2) 業務の目的

令和 5 年（2023 年）9 月に北海道を中心に開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット（Adventure Travel World Summit 以下、「ATWS」という。）」において、ATWS 北海道実行委員会ウェブサイト、主催者である Adventure Travel Trade Association ウェブサイトなど国内外で広く使用するとともに、ATWS 開催後においても活用できるような、ATWS の主開催地である北海道のアドベンチャートラベルを象徴するロゴマークを制作することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までの期間

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の企業（法人及び法人以外の団体含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、道内に本社又は事業所を有するもので次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 人以上が道内に本社又は事業所を有する場合は可とする。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道内に本店及び事業所等が所在する場合は、課税対象となっている道税

(イ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していること。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- 3 参加表明書の提出について
 - (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限
令和5年(2023年)1月26日(木)17:00(郵送の場合当日消印有効)
 - イ 提出方法
メール、持参又は郵送(簡易書留に限る)による。
 - ウ 提出場所
9の場所に提出すること
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。
- 4 説明書の交付について
プロポーザルに関する説明書等(企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、企画提案書様式)は、次により交付する。
 - (1) 交付期間
令和5年(2023年)1月20日から令和5年2月3日まで(土、日、祝日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
 - (2) 交付場所
9の場所で交付するほか、実行委員会ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
- 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - (1) 提出期限
令和5年(2023年)2月3日(金)(必着)
 - (2) 提出場所
9の場所に提出すること。
 - (3) 提出方法
電子メールによる。
- 6 提案の無効
公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。
- 7 最良の提案をした者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。
- 8 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。
- 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織
 - (1) 名称
アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会事務局
(北海道経済部観光局観光振興課)
 - (2) 所在地
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 連絡先
電話 011-206-6944
- 10 その他
 - (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
 - (3) 詳細は、企画提案指示書による。